相続債権者受遺者への請求申出の催告

本籍東京都台東区寿四丁目七番、最後の住所東京都台東区寿四丁目七番二号
被相続人　亡　齋藤　キエ

右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。
右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

平成二十四年九月十一日
事務所東京都港区西新橋一丁目二〇番三号
虎ノ門法曹ビル三〇二号犀川法律事務所
相続財産管理人　弁護士　犀川　季久

相続債権者受遺者への請求申出の催告

本籍川崎市中原区市ノ坪二三〇番地、最後の住所横浜市戸塚区汲沢三丁目二番三―三五三号
被相続人　亡　山田　克彦

右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。
右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

平成二十四年九月十一日
横浜市中区日本大通一七　ＪＰＲ横浜日本大通ビル一〇階　横浜平和法律事務所
相続財産管理人　弁護士　鈴木　義貴

相続債権者受遺者への請求申出の催告

本籍横浜市神奈川区富家町二番地、最後の住所横浜市戸塚区原宿三丁目五七番一―七―二〇七号
被相続人　亡　飯塚　久子

右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。
右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

平成二十四年九月十一日
横浜市戸塚区戸塚町一二一番地七　オセアン戸塚町ビル三階
相続財産管理人　弁護士　小豆澤史絵

相続債権者受遺者への請求申出の催告

本籍静岡県静岡市駿河区登呂五丁目九番、最後の住所京都府京都市上京区下立売通堀川西入西橋詰町二九〇番地三ルネ堀川四〇二号
被相続人　亡　小澤みゆき

右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。
右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

平成二十四年九月十一日
静岡県静岡市清水区辻四丁目一〇番九号　大仙ビル一階　中央法律事務所
相続財産管理人　弁護士　永野　海三

相続債権者受遺者への請求申出の催告

本籍京都府南丹市八木町八木杉ノ前二六番地
被相続人　亡　鈴木　誠

右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。
右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

平成二十四年九月十一日
京都市中京区河原町通二条西入宮崎ビル二階　中村利雄法律事務所
相続財産管理人　弁護士　平尾　嘉晃

相続債権者受遺者への請求申出の催告

本籍奈良県吉野郡吉野町大字平尾一六四番地、最後の住所大阪府寝屋川市高柳一丁目一番四号
被相続人　亡　中島　康子

右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。
右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

平成二十四年九月十一日
大阪市北区西天満四丁目三番二五号梅田プラザビル別館Ａ八〇二
相続財産管理人　弁護士　平野　潤

相続債権者受遺者への請求申出の催告

本籍石川県鹿島郡鹿島町二宮イ部二四三番地、最後の住所大阪市淀川区木川西四丁目四番一―八二三号
被相続人　亡　南　孝一

右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。
右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

平成二十四年九月十一日
堺市堺区中瓦町一丁一番二一号堺東八幸ビル五階
相続財産管理人弁護士　西村　陽子

相続債権者受遺者への請求申出の催告

本籍兵庫県洲本市海岸通二丁目二六八番地、最後の住所兵庫県洲本市五色町広石北八四七番地
被相続人　亡　松野　晃

右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。
右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

平成二十四年九月十一日
兵庫県洲本市中川原町中川原一七八番地
相続財産管理人　近藤　芳民

相続債権者受遺者への請求申出の催告

本籍和歌山県和歌山市広瀬中ノ丁一丁目一三番地、最後の住所兵庫県神戸市兵庫区神田町九番六号
被相続人　亡　早瀬美恵子

右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。
右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

平成二十四年九月十一日
兵庫県神戸市中央区海岸通六番地建隆ビルⅡ三階神戸パートナーズ法律事務所
相続財産管理人　弁護士　藤原　唯人

相続債権者受遺者への請求申出の催告

本籍岡山県和気郡和気町大中山一一五二番地、最後の住所岡山県和気郡和気町大中山一二八二番地
被相続人　亡　清水賢之輔

右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。
右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

平成二十四年九月十一日
岡山市北区富田町一丁目八番八号富田町エグゼビル一階
相続財産管理人　弁護士　佐々木正有

相続債権者受遺者への請求申出の催告

本籍広島県尾道市因島土生町一六七七番地一二、最後の住所本籍に同じ
被相続人　亡　東谷　敏子

右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。
右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

平成二十四年九月十一日
広島県尾道市因島土生町一七六二番地二八
相続財産管理人　村上　正則

資本金の額の減少公告

当社は、資本金の額を一千万円減少することにいたしました。

この決定に対し異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

なお、最終貸借対照表の要旨は左記のとおりです。

平成二十四年九月十一日
札幌市白石区菊水元町七条二丁目九番一六号
株式会社東洋電気産業
代表取締役　大関　範之

第18期決算公告

平成24年9月11日
札幌市白石区菊水元町七条二丁目9番16号
株式会社東洋電気産業
代表取締役　大関　範之

貸借対照表の要旨（平成24年6月30日現在）

科目		金額（千円）
資産の部	流動資産	15,394
	固定資産	350
	合計	15,744
負債及び純資産の部	流動負債	190
	固定負債	0
	株主資本	15,554
	資本金	15,000
	利益剰余金	554
	その他利益剰余金	554
	（うち当期純損失）	(795)
	合計	15,744